

○平成二十七年総務省告示第三百五十号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第三条第一号の規定に基づき総務大臣が定める情報)

(平成二十七年十月一日)

(総務省告示第三百五十号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成二十六年内閣府・総務省令第三号)第四条第一号(同令第十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同号の総務大臣が定める情報を次のように定め、平成二十八年一月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第三条第一号(同令第十二条第一項において準用する場合を含む。)の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、個人番号カード等に関する技術的基準(平成二十七年総務省告示第三百十四号)第4の1の(2)のエに規定する署名券面情報とする。

附 則(令和二年五月二十五日総務省告示第百六十九号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年八月二十七日総務省告示第三百二号)

この告示は、令和三年九月一日から施行する。